

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の
ウォーターPPP 導入方針に関する説明会

事業概要資料

令和8年6月12日

滋賀県琵琶湖環境部上下水道課

目次

1	対象施設.....	1
1.1	滋賀県琵琶湖流域下水道事業の概要.....	1
1.2	管路の対象施設.....	4
1.3	処理場等の対象施設.....	5
2	現行の維持管理業務.....	10
3	業務の定義及び想定数量.....	15
3.1	処理場等・管路施設共通の想定数量.....	15
3.2	管路施設の想定数量.....	15
3.3	処理場等（浄化センター、ポンプ場）の想定数量.....	17

1 対象施設

1.1 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の概要

今回のウォーターPPP 導入の検討対象である湖西処理区の概要について、以下に示します。

【湖西処理区】

管渠については、全延長約 16km が完了しています。浄化センターについても、昭和 54 年 11 月の基本設計に引続き、昭和 55 年度には実施設計を行うとともに水処理施設の建設工事に着手し、昭和 59 年 11 月に処理能力 5,000m³/日で供用開始しました。その後流入水量の増加に伴い順次増設を行い、令和 8 年 4 月 1 日現在、大津市の一部で供用しており、52,500m³/日の処理能力を有しています。

また、平成 28 年 1 月から污泥燃料化施設により、大津市水再生センターの污泥とともに污泥を燃料化物として有効利用しています。

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の施設概要を表 1 に示し、下水道区域図を図 1 に示します。

表 1 琵琶湖流域下水道事業の概要

区分	琵琶湖流域下水道			
	湖南中部処理区	湖西処理区	東北部処理区	高島処理区
供用開始年月日	S 5 7 . 4 . 1	S 5 9 . 1 1 . 1	H 3 . 4 . 1	H 9 . 4 . 1
計画処理面積	約 28,652ha	約 3,398ha	約 14,423ha	約 2,658ha
計画処理人口	約 715千人	約 109千人	約 276千人	約 33千人
計画処理水量	394.3千m ³ /日	53.7千m ³ /日	156.8千m ³ /日	17.1千m ³ /日
排除方式	分流式（汚水と雨水とに分けて処理する方式）			
管渠延長	約 184km	約 16km	約 154km	約 27km
中継ポンプ場	7箇所	3箇所	5箇所	4箇所
浄化センター敷地面積（位置）	約 62.3ha 〔草津市矢橋町〕 〔字帰帆2108番〕	約 10.7ha 〔大津市苗鹿三丁目および木の岡町地先〕	約 46.7ha 〔彦根市松原町および米原市磯地先〕	約 7.5ha 〔高島市今津町今津および新旭町饗庭地先〕
放流先	近江大橋から下流側0.3km 湖南中部浄化センターから1.1km下流	湖西浄化センターから南東に0.5km	彦根城西部の旧彦根港湾 東北部浄化センターから南に1.4km	高島浄化センターから南東に1.4km
関係市町	9市2町 <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">大津市</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">近江八幡市</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">草津市</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">守山市</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">粟東市</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">甲賀市</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">野洲市</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">湖南市</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">東近江市</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">日野町</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">竜王町</div> </div>	1市 <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">大津市</div> </div>	4市4町 <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">彦根市</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">長浜市</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">米原市</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">愛荘町</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">豊郷町</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">甲良町</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">多賀町</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">東近江市</div> </div>	1市 <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">高島市</div> </div>

- 注 1. 計画処理人口は、観光人口を含まない ※ウォーターPPP 対象処理区
 2. 管渠延長には、放流渠を除外している。
 3. は、事業実施市町

出典:令和 7 年度 滋賀県の下水道事業

1.2 管路の対象施設

湖西処理区における管路施設は約 16 km を整備しています。管路施設の整備状況を表 2 に示します。また、年度別整備延長を図 2 に示します。

表 2 管路施設の整備延長

処理区	幹線数	全体計画延長	整備延長 ※1	計画面積	処理区域面積	処理区域内人口	水洗化人口	水洗化率 ※2
湖西処理区	2 幹線	16 km	16 km	3,398 ha	2,435 ha	115,941 人	113,629 人	98.0%

※1 整備延長：2 条管含まない整備延長

※2 水洗化率：処理区域内人口に対する水洗化人口を示す (=水洗化人口/処理区域内人口)

出典：令和 7 年度 滋賀県の下水道事業（令和 8 年 3 月 31 日の数値）

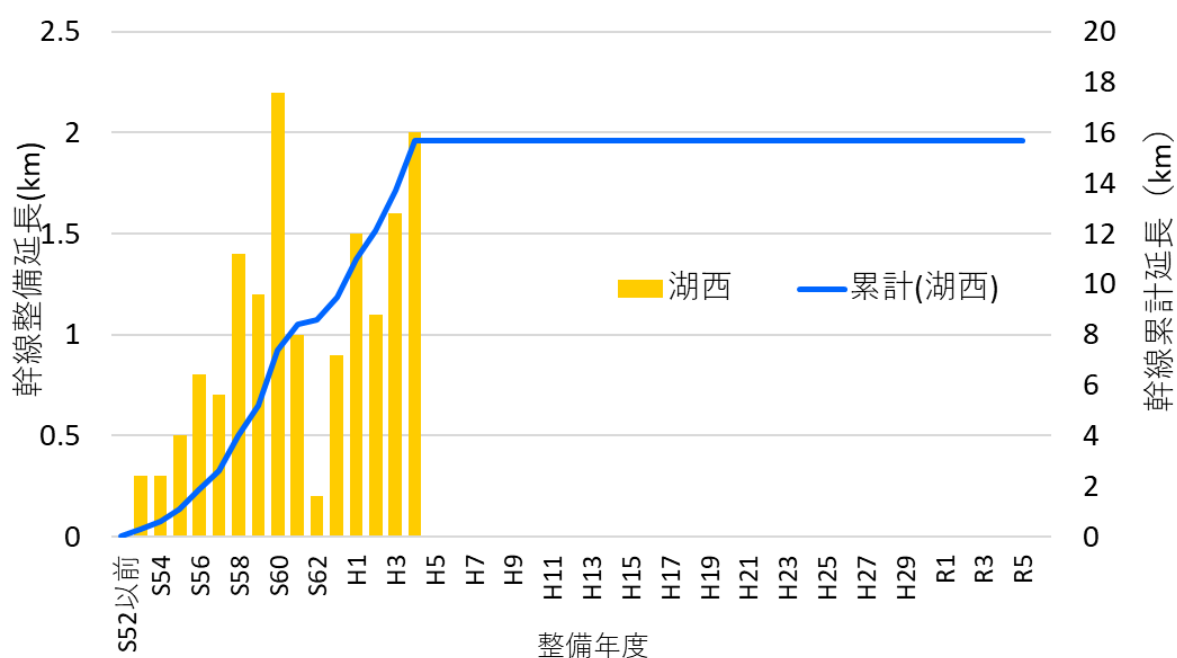


図 2 年度別幹線整備延長（湖西処理区）

出典：令和 7 年度 滋賀県の下水道事業（※2 条管含まない整備延長）

1.3 処理場等の対象施設

湖西処理区における下水道施設は、終末処理場1箇所、汚水ポンプ場3箇所となっています。

表 3 湖西浄化センターの概要

項 目	内 容						備 考	
位置(公有財産表による)	大津市苗鹿三丁目および木の岡町地先							
処 理 場 面 積	約 10.7ha							
下 水 排 除 方 式	分流式							
処 理 方 法	凝集剤添加循環式硝化脱窒法+急速濾過法						1系5, 6号池 2系1, 2号池	
	凝集剤添加ステップ流入式多段硝化脱窒法+急速濾過法						1系1~4号池 2系3号池	
処 理 水 量 (日 最 大)	全体計画						53,700 m ³ /日	
	令和6年度末現在						52,500 m ³ /日	
処 理 区 域 面 積	全体計画						3,398.2 ha	
	令和6年度末現在						2,435.1 ha	
処 理 対 象 人 口	全体計画						108,900 人	
	令和6年度末現在						115,941 人	
処 理 状 況	区 分	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)		
	令和6年度流入水質	130	82.0	146	26.7	2.58	年平均値	
	放 流 水 質	排水基準値	20	20	70	15	0.5	日間平均値
		基 準 値	4.8	20	40	(※) 5,10	0.25	
	令和6年度実績	0.7	4.9	N.D.	2.8	0.03	年平均値	

- ・排水基準値とは、水質汚濁防止法第3条等によって定められている基準値である。
- ・基準値とは、下水道法第8条によって定められる放流水の水質の技術上の基準値である。SSは最大値である。
- ・実績値は、上記の両処理方法を併用して処理した放流水質の雨水の影響の少ない時の平均値である。また、流入水質も雨水の影響の少ない時の平均値である。
- ・N.D.とは「検出せず」のことで、定量限界未満をいう。
- ・(※)5mg/Lは、凝集剤添加ステップ流入式多段硝化脱窒法+急速濾過法の基準値、10mg/Lは、凝集剤添加循環式硝化脱窒法+急速濾過法の基準値である。

出典：令和7年度 滋賀県の下水道事業

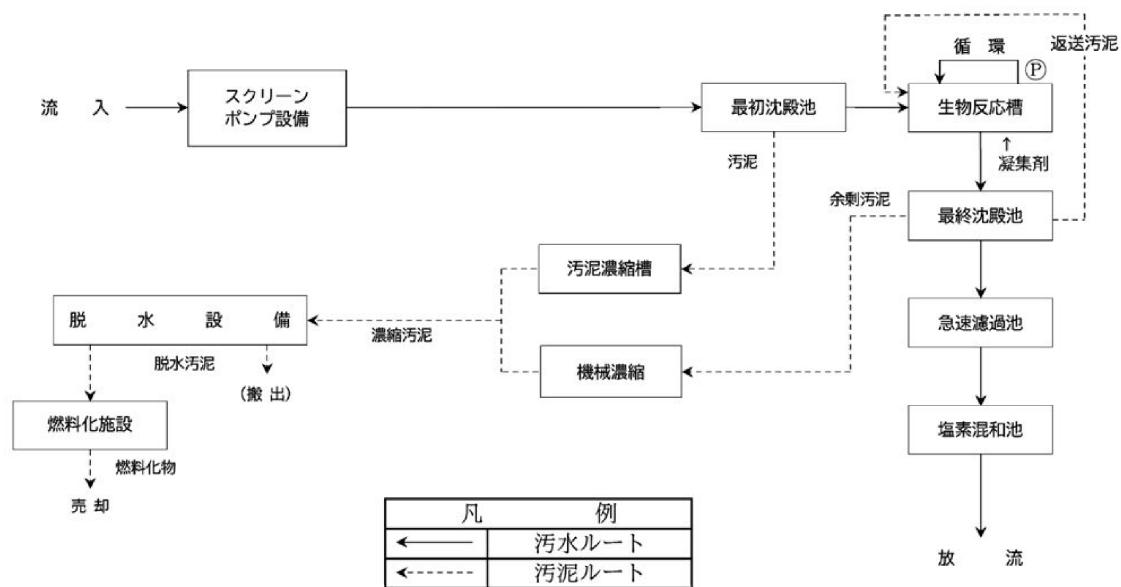
表 4 湖西浄化センター 施設計画の概要

施設名称	形式・寸法	系列	全体計画	令和6年度未整備		令和7年度予定	
				土木・建築	機械・電気	土木・建築	機械・電気
スクリーン	巾 1.7 m		3水路	4水路	3水路	-	-
主ポンプ 設備	横軸ポンプ φ 200		1台	1棟	1台	-	-
	立軸渦巻斜流ポンプ φ 250		1台		1台		-
	立軸渦巻斜流ポンプ φ 350		2台		2台		-
	立軸渦巻斜流ポンプ φ 600		2台		2台		-
最初沈殿池	巾 7.0 m × 長 21.0 m × 有効深 3.0 m	1系	6池	6池	6池	-	-
	巾 9.6 m × 長 16.5 m × 有効深 3.0 m	2系	4池	4池	3池	-	-
生物反応槽	巾 6.9 m × 長 84.0 m × 有効深 6.0 m	1系	6池	6池	6池	-	-
	巾 9.4 m × 長 72.9 m × 有効深 7.6 m	2系	2池	2池	2池	-	-
	巾 9.4 m × 長 68.8 m × 有効深 7.6 m	2系	2池	2池	1池	-	-
最終沈殿池	巾 7.0 m × 長 37.0 m × 有効深 3.0 m	1系	6池	6池	6池	-	-
	巾 9.6 m × 長 54.5 m × 有効深 3.5 m	2系	4池	4池	3池	-	-
急速ろ過池	巾 3.0 m × 有効長 8.4 m	1系	7池	7池	7池	-	-
	巾 4.8 m × 有効長 6.5 m	2系	4池	4池	3池	-	-
塩素混和池	巾 2.6 m × 長 81.0 m × 有効深 1.5 m		2池	2池	-	-	-
送風機設備	多段ターボブロワ 50 m ³ /分	1系	(2台)	2棟	2台	-	-
	多段ターボブロワ 110 m ³ /分	1系	(1台)		1台		-
	多段ターボブロワ 120 m ³ /分	1系	3台		1台		-
	多段ターボブロワ 150 m ³ /分	2系	3台		2台		-
重力濃縮槽	円形有効径 9.6 m × 有効深 3.5 m	1~2系	1槽	1槽	1槽	-	-
機械濃縮設備	ベルト型ろ過濃縮機 30 m ³ /時		2台	-	2台	-	-
脱水設備	圧入式スクリープレス脱水機	1~2系	2台	1棟	2台	-	-
燃料化施設	80 t/日		1基	-	1基	-	-
放流管渠	◎ 1.50 m		約500m	約500m	-	-	-

※ () は初期対応施設

出典:令和7年度 滋賀県の下水道事業

処理フローシート（1系5、6号池、2系1、2号池） 凝集剤添加循環式硝化脱窒法+急速濾過法



処理フローシート（1系1～4号池、2系3号池） 凝集剤添加ステップ流入式多段硝化脱窒法+急速濾過法

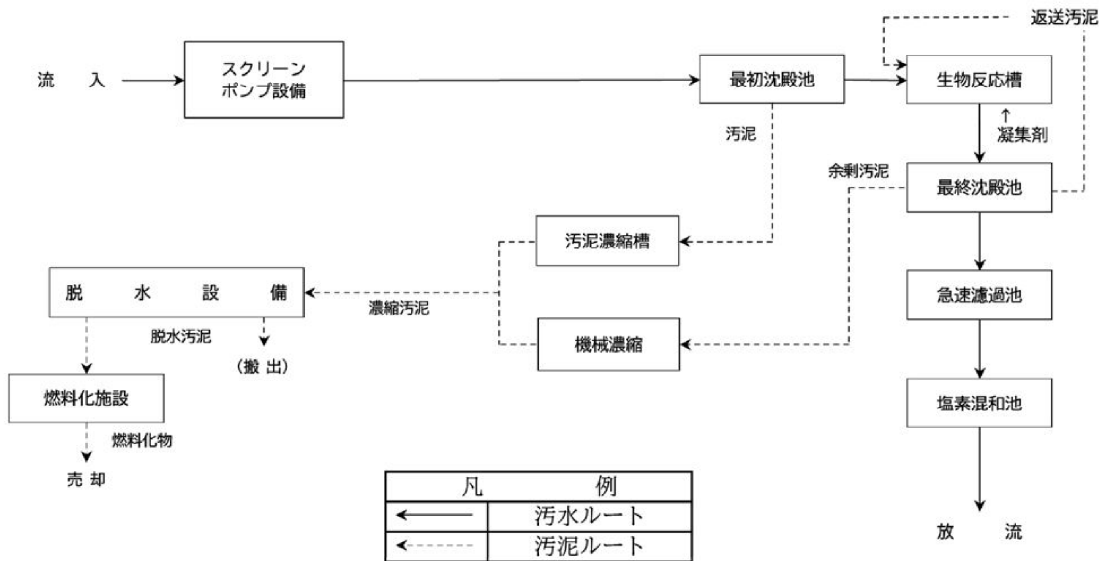


図 4 湖西浄化センターの処理フロー

出典:令和7年度 滋賀県の下水道事業

表 5 ポンプ場概況

処理区	施設名	供用開始	現有能力 (m ³ /分)	
			晴天時最大	雨天時最大
湖西 処理区	衣川ポンプ場	S61年12月	78.0	—
	清水ポンプ場	S62年4月	34.5	—
	木戸ポンプ場	H5年4月	13.2	—

表 6 各処理区の汚泥処理方式

汚泥排出元	汚泥処理方式
湖西浄化センター	分離濃縮→脱水→燃料化

出典：令和7年度 滋賀県の下水道事業

2 現行の維持管理業務

湖西処理区では、包括的維持管理委託（以下、「包括委託」という。）を実施しています。現行の業務委託の契約概要を表 7 に示します。処理場、ポンプ場、管渠の維持管理をパッケージングして委託しており、性能発注による包括委託を実施しています。また、汚泥有効利用施設は別途で維持管理委託しています。契約期間は包括委託：5 年間、DBO による維持管理：20 年間です。なお、汚泥処理事業（湖西浄化センター汚泥燃料化事業）はウォーターPPP 事業対象外とします。

表 7 維持管理業務委託の契約概要（湖西

	湖西①	湖西②
契約名	令和4年度第GW55-34号 琵琶湖流域下水道湖西処理区 汚水汚泥処理包括的維持管理業務委託	平成24年度第1号 琵琶湖流域下水道湖西浄化センター 汚泥燃料化事業
契約金額	2,419,770,100円(当初) ※変動費・清算費を除く固定費のみ	2,239,421,180 円
対象施設	(処理場) ・湖西浄化センター ※汚泥燃料化施設は対象外 (ポンプ場) ・衣川ポンプ場(汚水) ・清水ポンプ場(汚水) ・木戸ポンプ場(汚水) (管渠) ・湖西南幹線 ・湖西北幹線 ・放流管	(処理場) ・湖西浄化センターにおける下記施設 ・汚泥燃料化設備(DBO) ・汚泥受入貯留設備(DBO) ・電気設備(DBO) 及び事業区域内の既設土木建築構造物
契約期間	令和5年度～令和9年度(5年間)	平成27年度～令和17年度(20年間)

※ウォーターPPP 対象業務

出典：該当業務要求水準書、令和5年度委託料調

現行の包括委託の管路施設の対象業務項目と業務量を表 8 に示します。

表 8 現行の包括委託の対象業務項目（管路）

対象業務		湖西①
地表面点検	年1～6回	○
マンホール点検	1回/2年～1回/年、清掃を含む	○
調整工点検	年1～3回	○
圧送管路のピグ洗浄	年1回(2条管のうち1 条を隔年実施)	○
圧送管路の空気弁点検	年2回	○
バイパス管の逆止弁および空気弁点検	年1回	○
日常パトロール	定期的に実施	○
異常時パトロール	緊急措置を含む	○
人孔修繕	受託者以外の者に再委託して実施	○

現行の包括委託の処理場等の対象業務項目を表 9 及び表 10 に示します。

表 9 現行の包括委託の業務内容（処理場等）（1/2）

主な対象業務			湖西①		
			処理場	ポンプ場	
Lv.1	保守点検業務	・日常点検、定期点検、臨時点検、定期自主点検	○	○	
		・簡易な故障修理	○	○	
	運転監視業務	・設備等を適正に運転するために常駐して行う業務	○		
		・巡回または遠方操作による監視業務		○	
	水質試験業務	・水質試験業務の補助作業(採水,分析,洗瓶等を含む)、データの整理等の作業	○		
		・有害特殊項目水質分析(計量証明)	○		
		・有害項目汚泥分析(計量証明)	○		
		・作業環境測定調査	○		
	事務業務	・一般事務業務	○	○	
		・その他の業務	・建物、管廊の清掃、くもの巣除去、除草、屋上清掃、屋外清掃等の作業	○	○
			・場内整備に係わる備品、材料等の整理・整頓、消耗品・備品等の入荷等	○	○
			・施設見学案内、委託者が実施する普及イベントの補助	○	
		・その他の技術業務	・保安業務	○	○
			・機器修繕更新工事等に係わる現場立会、試運転立会及び操作等の作業	○	○
	Lv.2	ユーティリティ調達及び管理	・データ、試料提供等の協力	○	○
・水処理薬品、水質等試薬、汚泥用高分子凝集剤、脱臭用活性炭			○	○	
・備品、消耗、通信回線			○	○	
・重油(非常用自家発電設備用)			○	○	
・電力			○	○	
・水道水			○	○	
Lv.2.5	修繕業務	・プロパンガス	○	○	
		・修繕業務 250万円以下	○	○	

表 10 現行の包括委託の業務内容（処理場等）（2/2）

主な対象業務		湖西①			
		処理場	ポンプ場		
その他	法定点検 及び専門 保守点検 業務	・重油地下タンク法定点検	○		
		・消防設備法定点検	○	○	
		・受水槽清掃点検	○		
		・空調等フロン漏洩点検	○		
		・局所排気装置点検	○		
		・受変電・自家発・直流電源設備保守点検	○	○	
		・監視制御設備保守点検	○	○	
		・計装設備保守点検	○	○	
		・電話交換設備保守点検	○		
		・水質測定機器保守点検	○		
		・放流先施設保守点検（標識塔、灯浮標）	○		
		・ガス検知警報器保守点検	○		
	その他の 業務	・危機対応業務	○	○	
		・委託者が行う地震初動訓練および安全パトロールへの参加	○	○	
		・廃棄物処理業務	・しさ、沈砂搬出	○	○
			・しさ、沈砂処分	○	○
		・植栽管理業務	○	○	
		・施設機能確認	・維持管理履歴の把握、維持管理情報のデータ整理、台帳システム入力	○	○
		・外部対応	・苦情一次対応、電話対応	○	○
・場内水路、側溝清掃	○	○			
・公園管理（バラ園）	○				

※公園管理について、苗鹿公園の指定管理者部分は本事業の対象外である。

現行の包括委託(湖西浄化センター)において、受託者が満たすべき放流水要求水準項目及び目標とすべき放流水質の値を表 11 に示します。また、脱水汚泥について、燃料化事業の脱水ケーキ貯留ホッパまで送泥する際の目標値とする日平均の含水率及び受託者が達成すべき月平均の含水率を表 12 に示します。

表 11 放流水質基準(湖西浄化センター)

項目	単位	放流水質			
		法定基準※1 (日間平均)	契約基準 I ※2 (日間平均)	契約基準 II ※3 (月間平均)	目標値※4 (年間平均)
pH		6.0 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下	—	—
BOD	mg/L	20 以下	4.8 以下	4.8 以下	4.8 以下
COD	mg/L	20 以下	10 以下	7.0 以下	6.0 以下
SS	mg/L	40 以下	6 以下	2 以下	—
全窒素	mg/L	15 以下	10(5)以下※5	8(4)以下※6	3.0 以下
全リン	mg/L	0.5 以下	0.25 以下	0.14 以下	0.04 以下
大腸菌群数	個/mL	3,000 以下	—	300 以下※7	—

※1：法定基準とは、日常の施設運転において実施する水質試験(受託者による水質試験(放流水質契約基準、放流水質法定基準を達成していない場合の追加の水質試験を含む)、法定検査)(以下「水質試験」という)の各回測定値が達成すべき法定基準

※2：契約基準 I とは、日常の施設運転において実施する水質試験の各回測定値が達成すべき契約基準

※3：契約基準 II とは、日常の施設運転において実施する水質試験の測定値の各月の月平均値において達成すべき契約基準。月平均値の求め方は次のとおり。

【計算例】測定結果が以下の場合

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	…
測定結果	A							B			C				D		

月平均値=(A×7+B×3+C×4+D×…)÷月日数

ただし、流入基準を超過した日、または委託者の指示による運転変更が原因で放流水質を満たしていない日を除く

※4：目標値とは、日常の施設運転において実施する水質試験の各回測定値の年間平均値が目標とすべき値

※5：処理方法が、凝集剤添加循環式硝化脱窒法+砂ろ過法(1系 5、6号池、2系 1、2号池)は「10」、凝集剤添加ステップ流入式多段硝化脱窒法+砂ろ過法(1系 1~4号池、2系 3、4号池)は「5」で、処理能力(使用していない池は除く)により案分した値を基準とする。

【計算例】1系 1~4号池および2系 1~3号池を使用する場合

契約基準 I の全窒素：6.7mg/L(小数点第 2 位以下切捨て)

$$\{10 \times 7,500 \times 2 + 5 \times (5,000 \times 4 + 7,500)\} \div (5,000 \times 4 + 7,500 \times 3) = 6.7$$

1系1池あたりの処理能力：5,000m³/日

2系1池あたりの処理能力：7,500m³/日

なお、全窒素の契約基準を算出するために用いる1池あたりの処理能力は、2系4号池が供用する令和9年度も変更しない。

※6：処理方法が、凝集剤添加循環式硝化脱窒法+砂ろ過法(1系5、6号池、2系1、2号池)は「8」、凝集剤添加ステップ流入式多段硝化脱窒法+砂ろ過法(1系1～4号池、2系3、4号池)は「4」で、処理能力(使用していない池は除く)により案分した値を基準とする。計算例は上記※5による。

※7：安定した消毒を行い、日間平均値が大きく変動しないよう努める。

出典：該当業務要求水準書（湖西）

※下水道法施行令の改正により、R8.4.1より、大腸菌群数を大腸菌数に変更しました。

変更前：大腸菌群数、単位：個/ml、法定基準(日平均)：3000以下、
契約基準Ⅱ(月間平均)：300以下

変更後：大腸菌数、単位：CFU/ml、法定基準(日平均)：800以下、
契約基準Ⅱ(月間平均)：200以下

表 12 脱水污泥基準(湖西浄化センター)

	基準値(月間平均)	目標値(日間平均)
含水率(%)	78.5以下	77.5以下

出典：該当業務要求水準書（湖西）

3 業務の定義及び想定数量

3.1 処理場等・管路施設共通の想定数量

ウォーターPPP 事業における共通業務の定義及び想定数量を表 14 に示します。

表 13 業務の定義及び想定数量（共通）

業務区分	定義	実績数量	想定数量
統括管理業務	・各業務間の技術的視点での一元的な統括管理を行い、技術的業務を効率的かつ効果的に遂行する。	なし	—

3.2 管路施設の想定数量

ウォーターPPP 事業（管路施設）における各業務の定義及び想定数量を表 14 に示します。なお、今後の業務範囲等の検討により、定義及び想定数量が変更になる場合があります。

表 14 業務の定義及び想定数量（管路）（1/2）

業務区分	定義	実績数量	想定数量	
業務的 日常的	日常パトロール	・定期的実施	・包括委託で実施	
	突発的修繕	・1件当たり 400 万円以下 ・破損や腐食等による劣化に対し、管路の能力を維持するための修繕とし、本格復旧は対象外とする ・ただし、道路陥没や人孔破損等に関しては、早期復旧に努める	・R2-R6 実績平均 0.4 件/年	・包括委託と同量 ※検討中
計画的 業務	点検調査業務	・点検：マンホール内部からの目視や、地上からマンホール内に管口テレビカメラを挿入する方法等により、異状の有無を確認する。 ・調査：管内に潜行する調査員による目視、または、下水道管渠用テレビカメラを挿入する方法等により、詳細な劣化状況や動向等を定量的に確認するとともに、原因を検討する。	・人孔点検 ※包括委託で実施 全人孔 ：54 箇所(隔年) 重点人孔 ：14 箇所/年 ・管渠調査 TV カメラ調査 ：10 年のサイクルで 全延長約 16km を調査	・実績と同量
	定期清掃業務	・清掃：施設内の堆積物を除去し、下水道管路施設の計画された流下能力を確保する業務。 清掃業務に伴う廃棄物の運搬・処分を含む	・包括委託で実施	・包括委託と同量
	計画修繕	・1件当たり 400 万円以下 ・老朽化等により予防的に実施する修繕 ・下水道ストックマネジメント計画により実施	・人孔修繕 ※現包括委託で実施 年間上限額 ：約 100 万円	※検討中
	台帳システムへの情報登録業務	・県が保有する台帳システムへの入力作業及び入力補助業務。 ・維持管理情報のデータ整理、台帳システムへの入力をおこなう。 ・県が別途発注する修繕工事のデータについても入力をおこなう。 ・建設改良情報の入力については、県より固定資産データ等を受領し施設台帳システムに登録する。	入力情報参考例 ・日常的維持管理情報 ・苦情情報 ・災害対応情報 ・修繕情報 ・長寿命化・改築情報	

業務区分		定義	実績数量	想定数量
災害対応 業務	被災状況把握業務	地震又は風水害等による下水道管路施設の被災時に行う緊急的な対応業務。「下水道の地震対策マニュアル2025年版」に示された「緊急点検」「緊急調査」「緊急措置」を対象とする。県の業務継続計画（BCP）を踏まえ、受託者自らが予めBCPを作成し、これに従い対応する。	災害発生時	
	緊急措置対応業務			
更新計画策定業務	更新計画（ストックマネジメント計画）策定業務	下水道ストックマネジメント支援制度により事業を実施するための計画であり、次の4項目について記載が必要である。①ストックマネジメント実施の基本方針、②施設の管理区分の設定、③改築実施計画（計画期間は5年以内とする。）、④ストックマネジメントの導入によるコスト縮減効果	・1回/5年	・同左

3.3 処理場等（浄化センター、ポンプ場）の想定数量

現行の包括委託業務に含まれていないウォーターPPP事業（処理場等）における各業務の定義及び想定数量を表 15 に示します。なお、今後の業務範囲等の検討により、定義及び想定数量が変更になる場合があります。

表 15 業務の定義及び想定数量(浄化センター・ポンプ場)

維持管理レベル	業務区分	定義	実績数量	想定数量
レベル 2.5~3	突発的修繕	<ul style="list-style-type: none"> 問題が見つかった箇所を部分的に補強あるいは交換する業務 1件あたり 400 万円（税込み）以下とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 250 万円以下 ※包括委託で実施 250 万円超過 400 万円以下 ※R2-R6 実績 : 0 件/年 	実績と同量
	計画修繕（分解整備）	<ul style="list-style-type: none"> 計画的に維持管理上実施している分解整備業務（ex. 非常用自家発電設備の分解整備（F点検）や水処理機器類（水中攪拌機・送風機・ポンプなど）の運転時間○時間経過ごとの分解整備。） 1件当たり 400 万円以下 ストックマネジメント計画に基づく機器更新等は除く。 	※検討中	※検討中
	修繕計画案作成業務	下水道ストックマネジメント計画策定による修繕計画案の策定業務	1回/年	—
レベル 3.5	更新計画（ストックマネジメント計画）策定業務	下水道ストックマネジメント支援制度により事業を実施するための計画であり、次の 4 項目について記載が必要である。①ストックマネジメント実施の基本方針、②施設の管理区分の設定、③改築実施計画（計画期間は 5 年以内とする。）、④ストックマネジメントの導入によるコスト縮減効果	・1回/5年	・同左
その他の業務	台帳システムへの情報登録業務	<ul style="list-style-type: none"> 県が保有する台帳システムへの入力作業及び入力補助業務。 維持管理情報のデータ整理、台帳システムへの入力をおこなう。 県が別途発注する修繕工事のデータについても入力をおこなう。 建設改良情報の入力については、県より固定資産データ等を受領し施設台帳システムに登録する。 	入力情報参考例 <ul style="list-style-type: none"> 日常的維持管理情報 苦情情報 災害対応情報 修繕情報 長寿命化・改築情報 	